

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第14号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市立洛陽工業高等学校の項を削り、同表京都市立伏見工業高等学校の項中

「

全日制	システム工学科	3年	5年	を削る。
-----	---------	----	----	------

」

別表第2京都市立洛陽工業高等学校の項及び京都市立伏見工業高等学校の項を次のように改める。

京都市立伏見工業高等学校	前期	4月1日から10月6日まで
	後期	10月7日から翌年3月31日まで

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)